

Ⅱ マイナンバー（法人番号）に係る対応<5>

平成27年12月24日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 第20回輸出入通関合同WG (11/13) の意見等報告 (1)

項番	意見・要望等	検討内容 (回答)
1	<p>(WG時の意見) (海上 通関WG委員) IDA時に法人名を確認するための手段として、IDAの入力画面に、例えば、法人番号確認要否欄等を設け“Y”を入力した場合は、法人番号DBにある社名等を紙で出力することは出来ないか。それでチェックを行えば、間違いが減るのではないかと考える。</p> <p>(WG時事務局回答) ⇒ 確認を行う手段を提供するとすれば、例えば、IDAの入力画面に業務リンクを設けて「輸出入者情報照会 (IIE)」業務にリンクするというのも現実的な対応として考えられる。いずれにせよ、ご要望は承ったので検討をさせていただきます。</p>	<p>ご要望いただいたIDAの入力控えと共に必要に応じて法人番号DBから輸出入者情報を出力 (自動印刷を含む) する機能については、開発規模が大きくなるため、対応はしないことと致します。</p> <p>なお、多少なりとも負担軽減を図るためIDAの出力画面から、業務リンクによるIIE01業務への展開を可能とする機能を設けます。詳細は、10ページを参照下さい。</p>
2	<p>(意見) (関係団体) (海上 通関WG委員) 法人番号を入力して事項登録を行った時、入力控上の輸出入者情報 (英文) は紐づけされたものが自動補完され表示されたのか、社名等を手入力したもののかを紙面で解かるマークなどを付けて頂きたい。 例：自動補完にて輸出入者名が表示された場合は、名前の右側に (*) が表示され、手入力の場合は (ブランク) になる等。</p> <p>上記要望の理由は、通関士が輸出入者のチェックをする際に法人番号からの自動補完であれば、入力控に表記された輸出入者名をチェックするだけで正しい会社か判別できますが、手入力にて社名など入力された場合は、入力した法人番号が本当に正しいのか、社名のタイプミスが無いのかの二点を、チェックする必要が生れるため。</p> <p>(意見) (関係団体) (海上 通関WG委員) 入力控等に出力された輸出入者名と住所が自動補完されたものなのか、手入力したものなのかを区別できるような表示してほしい。 現状では、輸出入者コードがないものは輸出入者名、住所が手入力されたものであることが明確であるが、平成29年10月以降は法人番号が存在しても輸出入者名、住所を手入力するものが存在する為、書類審査をする際に輸出入者名と住所が自動補完されたものか、手入力されたものかが区別できなくなる。</p> <p>(意見) (航空 通関・物流等WG委員) JASTPROコードを持つ法人番号 (輸出入者コード) については、基本、輸出入者名等の自動補完が働いている為、通関士の審査の際スペルミスなどに注意を向けなくてもよい点などがあり、自動補完がされたものなのかどうか、入力控え上でもその判断が出来るようになってほしい。そこで、NACCSセンターから法人番号と紐づいたJASTPROコード又は税関発給コードを「輸出入者コード欄」に入力した場合は、当該欄に法人番号に変換して出力され、入力したコードは参考情報として申告控えに反映される提案があったが、それに加えJASTPROコード等と紐づいた法人番号を「輸入者コード欄」に入力した場合は、入力した法人番号を参考情報として表示されるように仕様を変更していただくことは出来ないか？また、もし可能である場合には、表示欄を輸出入者名が表示される上段に移動することが出来ないか検討していただきたい。</p>	<p><u>1. 手入力された場合の識別表示について</u> ご要望を踏まえ、事項登録時に表示される輸出入者情報が自動補完されたものか、手入力されたものかを判別可能とする為、手入力での入力した場合は、入力控に「利用者用整理番号」欄を新たに出力し、当該欄に「*****」を出力する仕様に変更いたします。詳細は、9ページを参照下さい。 注：現在、「利用者整理番号」は申告控のみ出力される項目であり、入力控には出力されていません。</p> <p><u>2. JASTPROコードと紐づけがされている法人番号を入力した場合における、紐づけがされているJASTPROコードの表示について</u> 次期においては、原則として輸出入申告の際に法人番号の入力が求められていますが、暫定的な対応としてJASTPROコード等の既存コードの入力を可能とし、かつ、入力された場合は、システム内部で法人番号に自動変換を行う仕様としています。このため、実際に通関業者の皆様が入力したコード (= JASTPRO) とは異なるコード (= 法人番号) が申告控に表示されることから、変換前の実際に入力したコード (= JASTPRO) を確認のために表示するものであり、ご要望のケースでは変換処理の対象外であることから、対応はいたしません。</p> <p><u>3. 入力コードの表示位置について</u> 画面レイアウトの変更が必要となることから、対応はいたしません。</p>
3	<p>(意見) (航空 通関・物流等WG委員) 法人番号対応について、「輸出入者情報照会 (IIE01)」業務の検索結果に法人番号に関する情報 (和名等) が追加されることは歓迎できる。通関士審査の観点から、社名及び住所の自動補完の無い法人番号を入力した事項登録 (IDA/EDA等) の出力情報に法人番号に関する情報 (和名等) が出力されているほうが利便性が高い (IIE01を併用しないで済む) との意見がありました。NACCSに登録がない法人番号が少なからず発生する仕組みであるため、検討をお願いします。</p>	<p>ご要望については、既にご提示のとおり次期のEDA・IDA申告控のレイアウトは、スペースに余裕が無い状況であり、対応は困難です。上記のとおり、手入力が行われた場合は、新たに識別を表示いたしますので、表示が出た場合には、照会業務等により確認いただければと思います。</p>

1. 第20回輸出入通関合同WG (11/13) の意見等報告 (2)

項番	意見・要望等	検討内容 (回答)
4	<p>(意見) (航空 通関・物流等WG委員)</p> <p>① <u>国際郵便貨物の賦課課税方式への法人番号適用の有無について</u> 申告納税方式の申告に対して、輸出入者符号に代わり法人番号を使用することになるが、同様に賦課課税方式に対しても適用されるという理解でよいか？</p> <p>② <u>法人番号のみでの申告可否について</u> 法人番号は行政手続における特定の法人を識別するための番号であることから、会社名および住所の入力なしで法人番号のみの申告も可能とする検討を願いたい。</p> <p>③ <u>法人番号データベースの運用について</u> (a) 当初 J A S T P R Oコードを持っていたことで英訳が行われ法人番号と英文での紐づけが行われたが、その後 J A S T P R Oの更新を行わないとなった場合、自動補てんされていた英文の情報はどのようになるのか？先日の説明で通関実績などのデータは法人番号データベースと紐付けされた状態となるため残るとあったが、英文の自動補てんについても同じと考えていいのか？ (b) 事後調査などの税関での調査があり、法人番号と輸出入者コードとしての英文が公式な情報として税関側で判明した場合、J A S T P R Oへの登録を輸出入者が望まなかったとしても、税関では英名での法人番号データベースへの登録等は一切行わないのか？</p> <p>④ <u>J A S T P R Oコードと法人番号の紐付け作業</u> 関税局から、税関発給コードと法人番号の紐付け作業は、申請単位ではなく一括して行う旨のコメントがWG内であったが、J A S T P R Oコードと法人番号の紐付け作業も一括して行う方向で検討願いたい。(未申請分を無くすため)</p>	<p>① 輸出入申告への法人番号の入力をお願いする行政手続は、申告納税・賦課課税等の納税方式の違いによるものではなく、輸出入者が輸出入申告を行うものを対象として考えております。</p> <p>② 輸出入者名及び住所は、輸入手続を含む行政手続において、申告する主体を明らかにする極めて重要な事項であり、それらを省略することは、適正通関の観点等からも適当ではないと考えております。</p> <p>③ (a) J A S T P R Oコードの更新が行われない事例に関しては、現状と同様の扱いとなり、J A S T P R Oからの連絡に基づき、コード自体の削除処理が行われることとなります。 (b) データ登録については申告行為に使用するデータであり、申告行為は申告者すなわち輸出入者の意思で行われるものです。従って、ご質問頂いたケースにおいて、税関がデータ登録を行うことはありません。</p> <p>④ 税関においては、紐づけ作業方法として一括変換を行うと言及されていますが、具体的な作業方法は今後の検討になるものと聞いています。なお、税関発給コードは、その申請時に会社法人等番号の提供を受けている場合がありますが、J A S T P R Oにおいてはこの番号は所持していません(法人番号は、会社法人等番号を基に作成されています。)</p>

2. 第20回航空物流WG（12/9）における意見等報告

項番	意見・要望等	検討内容（回答）
1	<p>(WG時の意見) (航空 通関・物流等WG委員)</p> <p>① 法人番号を持っている法人で、JASTPROコードあるいは税関発給コードを持っていない法人もしくは紐づけがなされていない法人は、法人番号を入力しても英文の社名、住所が出力されないと思うが、導入当初は仕方が無いにしても、導入後に各通関業者で入力した情報を何らかの方法で輸出入者ファイルに転用し、データベースとして蓄積して、次に入力する時には英文の会社名および住所が出力されるような、情報の共有を図るような考えはないのか。</p> <p>(WGにおける事務局回答)</p> <p>⇒ そういった議論は今までなされたが、同じ法人でもその時点で入力異なることがあり、一回入力した情報をそのまま信用することにはリスクが高いと考える。その法人がどういう名称で英語表示したいかは、事前にNACCS上に登録された情報が一番妥当である。輸出入者に都度確認して入力を行っていただきたい。</p> <p>(WG時の意見) (航空 通関・物流等WG委員)</p> <p>② 民間利用者が登録した法人番号および会社名、住所を再利用するという考えは無いのか。出力された結果を通関士が審査して、その内容で申告するかどうかは通関業者の責任になる。NACCSとして過去に入力されたものを出力して、それをそのまま使うかどうかは通関士の審査の責任で行うのであれば、問題無いと考える。ただし、データメタデータを提供することは出来ないため、申告して許可になったデータだけを出力の対象にする、税関の審査終了を経て許可になったデータに絞って出力する、過去に10回以上完全一致したデータだけを出力する等、精度を上げる方法があるのではないか。入力データの出力はNACCSの開発方針に反していないと考えるので、検討に値すると考えるがいかがか。</p> <p>(WGにおける事務局回答)</p> <p>⇒ NACCSが提供する情報の正確性、信頼性の問題にたどり着くと考える。様々な関係者が同じ法人番号に対して英文を自由に登録出来るようになると、情報の正確性が担保出来ないと考える。輸出入者コードの管理は、単に申告控等に英名等を出力するだけでなく、その輸出入コードが標準コードとして適正に管理されていることを前提として、口座利用、担保利用等の便利機能として利用できるという事実がある。ご意見については理解出来る面もあるが、NACCSセンターとしてはこれまで提供してきた信頼性、確実性から、従来通り標準コードとして適正に管理しているコードについて皆様に提供することが最善と考えている。</p> <p>(WG時の意見) (航空 通関・物流等WG委員)</p> <p>③ 様々な関係者が更新可能とすることによる不確実性が生じるということであれば、利用者コードと法人番号の関連を持たせて、登録した利用者コードからのみ呼び出せるようにすればよいのではないか。NACCSには、過去の情報を呼び出す業務があるので、同様の提供が可能ではないか。</p> <p>(WGにおける事務局回答)</p> <p>⇒ 各利用者単位に持つことになれば、膨大なデータ量となることが容易に想像でき、システムへの影響が大きくなるという懸念がある。いずれにせよ、本件要望に関しては、改めて回答させていただく。</p> <p>(WG時の意見) (航空 通関・物流等WG委員)</p> <p>④ 過去に申告された法人番号情報をNACCSに保管して、そのデータを有料で通関業者に提供いただき、利用する方法はどうか。税関でも申告した情報を保管していると考えるので、官民一体で情報提供していただきたい。</p> <p>(WGにおける事務局回答)</p> <p>⇒ NACCSセンターにおいて、新規の情報提供サービスを検討している。NACCS本体では行う考えはない。</p>	<p>システム処理において各種コードを利用する目的は、入力者の負担軽減やEDI化の促進を図ることであり、従って、利用するコードについては、標準コードとして適正に管理されていることが必須であると考えます。これは、NACCSにおいても同様であり、NACCSで利用される各種コードは、適正な管理が行われていることを前提として官民双方の利用者様に利用いただいています。このような観点から見れば、ご要望につきましては、従来のNACCSの思想そのものから大きく離れるものであり、NACCSがこれまで提供してきている情報の正確性・信頼性を損なう可能性があるため、お応えすることはできません。</p>

3. 第20回海上物流WG（12/9）における意見等報告

項番	意見・要望等	検討内容（回答）
1	<p>（意見）（海上 物流等WG委員） J A S T P R Oコードが将来的にも存続するのであれば、輸出入者コードをマイナンバー（法人番号）に移行する必要性について疑問を感じる。移行する意義について、ご教授いただきたい。</p>	<p>マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としており、国税分野においては税務関係書類への法人番号等の記載が義務化されます。「法人番号」は、申請、届出その他の行政手続の合理化、国民の利便性の向上に資することから、可能な限りその利用が推進される必要があり、国は、そのための施策を実施するものとされています。これに併せ税関においても、輸出入申告等に際して法人番号の入力をお願いするものです。</p> <p>他方、法人番号は法務省の法人登記情報を基にしているため、名称の英語表記等を持っておらず、そのままではNACCSによる名称の自動補完ができません。このため、J A S T P R Oに協力を依頼して法人番号と英語表記及びJ A S T P R Oコードとの紐づけを行うことで従来どおりの環境で各種便利機能を利用可能とするものです。なお、この紐づけを行えば、法人番号を入力することで各種便利機能が利用できます。</p> <p>以上のとおり、J A S T P R Oコードの存続は円滑な移行と利用者の利便性維持のために必要なものであります。今後、J A S T P R Oコードの利用を廃止としても、法人番号と名称の英語表記等の紐づけや支店等番号の管理事務は引き続き必要となります。</p>

4. マイナンバー（法人番号）対応の概要（1）

マイナンバー対応については、平成27年4月に開催した第16回WGにおいて、第6次NACCSにおける業務仕様の方向性を示したが、その後の検討結果等を踏まえ、具体的な対応については以下のとおりとする。※下線部が検討結果を反映した修正箇所。

項目	第6次NACCSにおける仕様
1. 法人番号の利用	第6次NACCSにおける輸出入申告業務等においては、原則として「法人番号」を輸出入者コードとして使用する。なお、法人番号を利用する場合の輸出入者コード体系については、「法人番号（13桁）+枝番（4桁）」とする。
2. JASTPROコード等の暫定利用	<p>既存の輸出入者コードの利用については、以下のとおり限定的に利用を可能とする。</p> <p>① JASTPROコード：法人番号と紐付けされた者、法人番号を持たない者又は個人に限る。</p> <p>② 税関発給コード：<u>JASTPROコードと同等の扱いとする。</u>（注）6ページ8. を参照</p>
3. コード管理	<p>輸出入者コードについては、目的別に以下の2つのデータベース（DB）を利用して管理する。</p> <p>① 輸出入者ファイル（以下「輸出入者F」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> → JASTPROコード、税関発給コード及び法人番号（注）を管理（各コード間の紐づけを含む。）する。 → JASTPROコード<u>又は税関発給コード</u>の入力がなされた場合、紐づけ情報に基づき、法人番号へ自動変換（出力）する。（出力情報には変換後の法人番号が表示されるが、参考情報として入力したJASTPROコードも表示する。） → 法人名、住所等の英文情報を管理し、帳票出力時等における自動補完に利用する。 → 包括評価、包括保険、AEO等の利用可否情報の登録を行い、入力時のチェックとして利用する。 → 担保、口座の利用可否チェックに利用する。 → 「輸出入者情報照会（IIE）」業務において利用する。 <p>注：輸出入者Fへ登録する法人番号は、法人の社名、住所の英文情報があるものに限る。このため、輸出入者Fへの登録によって得られるNACCSの各種サービス機能を利用したい者は、あらかじめ法人の英文情報についてJASTPROに申し出る（有償）が必要となる。なお、現状におけるサービス機能とは、英文自動補完、評価、保険、口座、担保等の利用や、電子的に行われた食品衛生届、動植物検疫等に係る他法令確認等が該当する。ただし、<u>第6次NACCSでは、法人番号が付与されている法人に係る評価及び担保に関しては、輸出入者Fに登録が無い場合でも、税関による登録を可能とする。</u>（法人番号DBへ登録されていることは必須）。</p> <p>② 法人番号DB</p> <ul style="list-style-type: none"> → 国税庁から入手する法人番号を管理する。 → 入力時における法人番号の存在チェックのみに利用する。 → 新規業務「法人番号情報照会（IIE01）」業務において利用する。
4. 法人番号の紐づけ	<p>JASTPROコードと法人番号の紐づけ（1対1対応）作業については、今後（平成28年以降）、JASTPROにおいて実施（JASTPRO番号を保持する輸出入者から法人番号の情報を入手）する予定であり、<u>税関発給コードについても税関において法人番号との紐づけ（1対1）作業を実施することから</u>、当該作業の結果を輸出入者Fに登録することによって紐づけを管理する。当該紐づけを実施することによって、既存のJASTPROコード<u>及び税関発給コードの入力</u>が可能となり、英文による社名・住所の自動補完がなされる。</p> <p>また、JASTPROコード、<u>税関発給コード</u>、法人番号のいずれかが入力された場合であっても、既存のJASTPROコード<u>又は税関発給コード</u>に関連付けられている包括評価、担保、口座等を継続して利用することが可能となる。</p>

4. マイナンバー（法人番号）対応の概要（2）

項目	第6次NACCSにおける仕様
5. 識別符号の変更	現在、特定の業務において入力が必要とされている「識別符号」について、第6次NACCSでは、識別符号の種別変更を行うとともに必須入力とする。
6. 照会業務	①「輸出入者情報照会（IIE）」業務に一部仕様変更を実施する。詳細は7ページを参照 ②「法人番号情報照会（IIE01）」業務を新規業務として新設し、法人番号による照会を可能とする。詳細は8ページを参照。
7. 法人番号入力対象業務および輸入者コード欄の桁数変更	<u>第6次NACCSで提供するオンライン業務において、「輸出入者コード」の入出力欄がある業務については、入出力欄の桁数を全て「13桁 + 4桁」の17桁に変更する。入力可能な輸出入者コードは、JASTPROコード、税関発給コード及び法人番号のいずれも可能とするが、社名・住所等の自動補完は、輸出入者ファイルに登録されているコードの入力があった場合のみとなる。</u> <u>注：海外仕出人・仕向人コードについては引き続き12桁とすることを予定している。</u>
8. 税関発給コード	平成29年10月以降における税関発給コードの取扱いは次のとおりとする。 ① 既存の税関発給コードと法人番号の変換作業については、税関において実施する。 ② 平成29年10月以降、法人番号を取得している者に対する新規コードの発給及び既存税関発給コードの更新作業（社名変更等）は実施しない。従って、社名、住所変更等が発生し更新作業が必要となった場合で引続き社名等の補完機能を希望する場合は、改めて法人番号の新規登録としてJASTPROを通じて手続きを行うことが必要となる。 ③ なお、個人用及び海外仕出人・仕向人コードについては、税関発給コードを継続して発給する予定である。

5. 照会業務「輸出入者情報照会（IIE）」業務の追加提案①（「名称無効表示」欄の追加）

1. IIE業務における前回WGまでの提案事項

- a. JASTPROコード、税関発給コードに加え、新たに「法人番号」による照会を可能とする。
- b. 出力情報に「法人番号」欄を追加し、以下のとおり出力する。

輸出入者コード欄：JASTPROコード又は税関発給コードを出力
法人番号等欄：法人番号等を出力

→ JASTPROコード、税関発給コードによる照会の際、紐づけされた法人番号情報がある場合に法人番号も出力する。
一方、法人番号による照会では、紐づけされたJASTPROコード又は税関発給コードがある場合は、当該コードを出力する。

2. 追加提案

（追加提案）

平成29年10月以降、税関発給コードについては更新作業が行われなため、社名変更が行われた場合は、国税庁が提供する法人番号の変更情報に基づき、輸出入者ファイル上で社名の無効化を行うこととしている。このため、IIE業務において、当該無効化が行われていることが確認可能となるよう、新たに「名称無効表示」欄を追加する。

【照会結果画面】

The screenshot shows a software window titled "輸出入者照会情報" (IIE Search Information). It contains several input fields and a table of search results. A red box highlights a checkbox labeled "名称無効表示" (Name Invalidation Display). A red arrow points from this checkbox to a text box that says "無効された場合は「*」を表示" (Display "*" when invalidated). The search results table includes columns for "輸出入者コード" (I/O Code), "法人番号等" (Company No. etc.), "輸出入者名" (I/O Name), "住所" (Address), and "電話" (Phone).

5. 照会業務「法人番号情報照会（IIE01）」業務の追加提案②（入力画面及び照会画面）

IIE01業務における前回WGまでの提案事項

- a. 法人番号による照会を可能とする。（和名からの検索サービスは提供しない。）
- b. 出力情報の詳細については、右表の通りとする。

項目名	属性	桁数
法人番号	英数字	13
商号又は名称	日本語	150
国内所在地（都道府県）	日本語	10
国内所在地（市区町村）	日本語	20
国内所在地（丁目番地等）	日本語	300

（追加提案）

・入力画面および照会結果画面は、以下の通り提案する。

（IIE01画面） 【入力画面】

【照会結果画面】

6. 法人番号利用時に社名等の手入力を行った場合の識別表示（今回の提案内容）

法人番号入力時に社名等の英文が自動補完されなかった場合、手入力により社名等を入力することとなるが、当該手入力を行ったことが入力控上で容易にわかるよう、「輸入者名入力識別」欄を出力し「*****」を表示することとします。

なお、当該欄は、現在、入力控上は表示されていない「利用者整理番号」欄（注）を流用するものです。

（注）「利用者整理番号」欄は、申告控にのみ出力される項目となっています。

入力控（例）

The screenshot shows the 'IDC 輸入申告' (IDC Import Declaration) form. The '輸入者' (Importer) section includes fields for name, address, and phone number. A red box highlights the '輸入者名入力識別' (Importer Name Input Identification) field, which is currently empty. Other fields include '代表税番' (Representative Tax No.), '申告種別' (Declaration Type), '区分' (Category), 'あて先税関 部門' (Destination Customs Office/Department), '事項登録日' (Registration Date), '特例あて先税関 特例部門' (Special Case Destination Customs Office/Special Department), '申告番号' (Declaration No.), '申告条件' (Declaration Conditions), and '申告予定年月日' (Declaration Scheduled Date).

This section of the form includes '担保額' (Guarantee Amount) and '納期限延長' (Extension of Payment Term) options. It also features checkboxes for '都道府県' (Prefecture), 'BP申請事由' (BP Application Reason), '石油承認' (Oil Approval), '消費税有' (Consumption Tax), and 'たばこ登録' (Tobacco Registration). There are also fields for '記事(税関)' (Article (Customs)), '輸入者(入力)' (Importer (Input)), '輸入取引者(入力)' (Importer of Record (Input)), '社内整理番号' (Internal Management No.), '荷主セクションコード' (Shipper Section Code), and '荷主Ref No.' (Shipper Ref No.).

対象業務

業務コード	出力情報
EDA	輸出申告等入力控情報
EDA01	輸出申告等変更入力控情報
EAA	輸出許可内容変更申請入力控情報
IDA	輸入申告等入力控情報
IDA01	輸入申告等変更入力控情報
MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告入力控情報
MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更入力控情報
TKA01	一括特例申告入力控情報
CCB	通関士審査内容（輸入申告等）情報
	通関士審査内容（石油製品等移出（総保出）輸入申告）情報
	通関士審査内容（一括特例申告）情報
	通関士審査内容（輸出申告等）情報

7. 「法人番号情報照会 (I I E 0 1) 」業務のリンク機能 (今回の提案内容)

通関士審査等において入力控画面から輸入者名等の確認を可能とするため、「通関士審査 (C C B) 」業務、「輸入申告事項登録 (I D A) 」業務等の出力情報において、「法人番号情報照会 (I I E 0 1) 」業務へのリンク機能を構築する。

例) 業務リンク: C C B ⇒ I I E 0 1

(C C B 画面)

I I E 0 1 への
業務リンクを追加

(I I E 0 1 画面)